

# 太田市汚染土壌処理施設等の事前協議等に関する要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 事前協議（第8条—第10条）
- 第3章 計画の周知（第11条—第15条）
- 第4章 地域調整及び技術指導等（第16条—第24条）
- 第5章 許可申請書等（第25条）
- 第6章 雑則（第26条—第30条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に規定する汚染土壌処理施設等に関し、市内に設置するための事前審査等の必要な事項を定め、汚染土壌の適正処理の推進を図り、もって周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌処理施設等 汚染土壌処理施設、汚染土壌の積替施設及び汚染土壌の実証施設をいう。
- (2) 廃棄物処理施設等 一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物の処理施設、産業廃棄物の積替施設、産業廃棄物の実証施設及び汚染土壌処理施設等をいう。
- (3) 実証施設 廃棄物等を用いた処分の試験を行うための施設及びこれらの施設における廃棄物等の保管の場所をいう。
- (4) 汚染土壌処理施設 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「処理業省令」という。）第1条各号に掲げる施設及びこれらの施設における汚染土壌の処理のための保管の場所（処理業省令第3条第5号の規定による保管設備の場所をいう。）をいう。
- (5) 汚染土壌の積替施設 汚染土壌の積替えを行うための施設及び当該施設における汚染土壌の積替えのための保管の場所（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第62条第6号に規定する保管施設をいう。）をいう。
- (6) 最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300

号。以下「政令」という。) 第5条第2項に規定する一般廃棄物最終処分場及び政令第7条第14号に規定する産業廃棄物最終処分場並びに処理業省令第1条第3号に規定する埋立処理施設をいう。

- (7) 特定有害物質 法第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。
- (8) 汚染土壌 法第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。
- (9) 汚染土壌最終処分場 処理業省令第1条第3号に規定する埋立処理施設をいう。
- (10) 周辺地域 汚染土壌処理施設等の敷地の境界から300メートル以内の地域の全部又は一部を包含する地域(行政区を単位とする区域)をいう。
- (11) 施設計画 汚染土壌処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画及び汚染土壌処理施設等の維持管理等に関する計画(汚染土壌最終処分場である場合には、災害防止のための計画を含む。)をいう。
- (12) 汚染土壌処理施設等の設置等 汚染土壌処理施設等の設置、承継等、構造若しくは規模の変更又は当該汚染土壌処理施設等において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の種類追加等をいう。
- (13) 承継等 汚染土壌処理施設等の譲受け若しくは借受け又は汚染土壌処理施設等の設置者である法人の合併若しくは分割による当該汚染土壌処理施設等の設置者である法人の地位の承継をいう。

(設置者等の責務)

第3条 汚染土壌処理施設等の設置等を行おうとする者(以下「設置者等」という。)は、この要綱、市長が別に定める太田市汚染土壌処理施設等の構造及び維持管理等に関する基準(以下「構造維持管理基準」という。)及び関係法令が定める諸手続について事前に調査し、これを遵守しなければならない。

- 2 設置者等は、施設計画の策定に当たり、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされたものにしなければならない。
- 3 設置者等は、常に汚染土壌処理施設等に起因する公害及び事故に対する予防策その他の対策を十分講じなければならない。
- 4 設置者等は、周辺地域の住民その他汚染土壌処理施設等の設置等に関し生活環境保全上の利害を有する者(以下「周辺地域住民等」という。)との合意形成に向け、良好な関係を構築できるよう積極的な情報公開をすることにより地域理解の促進に努め、施設計画に係る紛争が生じた場合には、自ら解決しなければならない。
- 5 設置者等は、市長に協力し、関係資料の提出、現地調査、報告その他の指示及び指導に誠実に対応しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、施設計画が周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設に対して適正に配慮され、かつ、適正処理の推進となるよう技術的な指導及び助言に努めるものとする。

2 市は、設置者等による地域理解の促進について、指導及び助言を行うとともに、施設計画に係る紛争が生じた場合には、早期解決に向け努力するものとする。

(審査会)

第5条 市長は、施設計画その他市長の求めた事項の審査を行うために、太田市汚染土壌処理施設等審査会（以下「審査会」という。）を設置することができる。

2 市長は、審査会の設置及び運営に関する事項を別に定めるものとする。

(立地基準)

第6条 設置者等は、次に掲げる条件に適合するよう汚染土壌処理施設等の立地を計画しなければならない。

(1) 汚染土壌最終処分場にあつては、周辺地域の生活環境の保全について特に配慮が必要であると認められる次に掲げる施設の敷地の境界からの距離が1キロメートル以上あること。

ア 他の最終処分場（自治体の確認を受けて廃止したもの及び法第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の用に供しなくなったものを除く。）

イ 事前協議（この要綱の施行前に、事前協議に相当する協議が行われている場合には、当該協議を含む。以下同じ。）に係る公告が現に行われている他の最終処分場の設置場所（設置していない場合にあつては、設置しようとする土地。以下同じ。）

ウ 国、地方公共団体又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の5第1項の規定により指定を受けた廃棄物処理センターが設置を公表している最終処分場の設置場所

(2) 汚染土壌最終処分場にあつては、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の水源、同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する水道の水源又は同条第6項に規定する専用水道の水源の敷地の境界からの距離が500メートル以上あること。

(3) 汚染土壌最終処分場にあつては、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は公営住宅団地（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公

営住宅及び県若しくは市町又は地方公営企業等が分譲した住宅画地の集合体をいう。)の境界からの距離が100メートル以上あること。

- (4) 市長が別に定める特に静穏の配慮が必要な自然環境保全地域等の境界からの距離が100メートル以上あること。
- (5) 市長が別に定める特に静穏の配慮が必要な施設等の敷地の境界からの距離が100メートル以上あること。
- (6) 市長が別に定める適正な配慮が必要であると認められる施設等の敷地の境界からの距離が20メートル以上あること。
- (7) 市長が別に定める災害防止等のために保全を図る必要のある区域等の境界からの距離が10メートル以上あること。ただし、当該設置計画により、これらの区域の指定の解除又は行為制限の解消を申請若しくは申し出る場合を除く。
- (8) 生活環境の保全を図る必要のある地域等であって、次に掲げる土地を含まないこと。
  - ア 住居及びその敷地（設置者等が使用する権原を有するものを除く。）
  - イ 国又は地方公共団体が設置する公共の用に供する施設及び土地利用計画が公表されている土地
  - ウ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地

2 設置者等は、次に掲げる汚染土壌処理施設等の設置等をしようとする場合は、周辺地域への生活環境の保全上の支障が生じないように、汚染土壌処理施設等の種類（汚染土壌の処理の方法を含む。以下同じ。）及び規模並びに処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に応じ、汚染土壌処理施設等の設置場所の選定に十分配慮しなければならない。

- (1) 大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水質のいずれかが関係法令による基準値を超過している周辺地域にあつては、これら超過している項目と同一の公害要素を発生させる汚染土壌処理施設等の新設
- (2) 屋外において、処理している汚染土壌処理施設等の敷地の境界からの距離が100メートル以内における、当該施設と同一の公害要素を発生させる汚染土壌処理施設等の新設

3 設置者等は、汚染土壌処理施設等の設置場所の土地及び建物の所有権を有しない場合、土地及び建物の使用権原を取得することが確実に見込まれ、かつ、汚染土壌処理施設等の種類及び規模並びに処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態その他必要な事項について、当該土地及び建物の所有者並びに使用権原を有する者（法人にあつてはそ

の代表者。以下「土地所有者等」という。)の承諾を得ることが確実に見込まれる場所を選定しなければならない。この場合において、事前協議が終了しないとき又は打ち切ったときに生じる損害については、市長に対してこの損害を請求することはできない。

(構造基準等)

第7条 設置者等は、構造維持管理基準に適合するよう施設計画を策定しなければならない。

2 設置者等は、汚染土壌の積替施設及び汚染土壌の実証施設の施設計画について、市長が別に定める基準に適合させなければならない。

## 第2章 事前協議

(事前協議の対象)

第8条 設置者等は、あらかじめ市長と協議(この要綱において、「事前協議」という。)を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、事前協議を要しないものとする。

(1) 汚染土壌処理施設等の保管の場所の変更であって、保管能力の増加、建築物の新築又は敷地の拡張のいずれも伴わない場合

(2) 汚染土壌処理施設等の敷地内における設備等の設置等であって、施設計画に影響しない場合

(3) 国若しくは地方公共団体が汚染土壌処理施設等の設置等を行う場合又はこれに準ずるものとして市長が認めた場合

(4) 法の規定による生活環境の保全上の支障の除去等の措置又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条において指定された激甚災害の復旧のために、期間を定めて、当該地域に汚染土壌処理施設等の設置等を行う場合

(事前協議書の提出)

第9条 事前協議をしようとする者(以下「協議者」という。)は、次に掲げる事項を記載した汚染土壌処理施設等設置等事前協議書(様式第1号。以下「事前協議書」という。)を市長に提出しなければならない。

(1) 協議者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 事前協議の内容

(3) 協議者の事務所の所在地(汚染土壌の処理に関係する全ての事務所の所在地及び連絡先を記入すること。)

- (4) 汚染土壌処理施設等に係る事業場の名称
  - (5) 汚染土壌処理施設等の設置場所
  - (6) 汚染土壌処理施設等の種類
  - (7) 汚染土壌処理施設等の構造
  - (8) 汚染土壌処理施設等において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
  - (9) 汚染土壌処理施設等の処理能力（汚染土壌最終処分場にあつては、埋立地の面積及び埋立容量、汚染土壌の積替施設にあつては施設面積及び保管容量、汚染土壌の実証施設にあつては使用する汚染土壌の容量）
  - (10) 他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は、当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあつては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）
  - (11) 汚染土壌処理施設等の処理方式
  - (12) セメントの品質管理の方法（セメント製造施設に限る。）
- 2 前項の事前協議書には、市長が別に定める書類及び図面を添付しなければならない。ただし、事前協議の内容が汚染土壌処理施設等の構造若しくは規模の変更等であつて、市長がその審査に必要がないと認めた書類又は図面については、その添付を省略することができる。
- 3 汚染土壌の実証施設である場合、第1項の事前協議書には、前項（生活環境影響調査方法書を除く。）に加えて市長が別に定める書類等を添付しなければならない。ただし、実証試験の内容が汚染土壌処理施設等の構造若しくは規模の変更等であつて、市長がその審査に必要がないと認めた書類又は図面については、その添付を省略することができる。
- 4 承継等である場合、第1項の事前協議書には、第2項の規定にかかわらず市長が別に定める書類及び図面を添付しなければならない。
- 5 市長は、事前協議書の内容を常に精査し、必要と認めるときは、協議者に対して期限を定めて補正の指示又は聴取を行うものとし、協議者はそれに応じなければならない。
- 6 協議者は、市長の求めに応じ、書類若しくは図面又は事前協議書の副本を提出しなければならない。

（事前協議の変更）

第10条 協議者は、前条第1項各号に掲げる事項その他汚染土壌処理施設等の構造又は維持管理計画に関する事項の変更（以下「重要事項の変更」という。）をしようとする場合は、重要事項の変更の内容及び変更の理由等を記載した事前協議変更申出書（様式第2号。以下「変更申出書」という。）に、前条第2項及び第3項に掲げる書類及び図面の

うち、変更内容を明らかにするために必要なものを添えて、市長に提出するものとする。

- 2 協議者は、前項に掲げる重要事項の変更該当しない事前協議書の変更又は補正が必要となる場合は、遅滞なく、当該事前協議書の変更又は補正を行わなければならない。
- 3 市長は、協議者の地位を承継しようとする変更又は重要事項の変更において協議者が指示に従わない場合は、協議者に対して事前協議の打切り（協議者が改めて事前協議することを妨げない。以下同じ。）を通知するものとする。

### 第3章 計画の周知

#### （現地調査）

第11条 市長は、事前協議書又は変更申出書が提出された場合は、市の関係機関及びその他の関係機関等（以下「現地調査機関」という。）に対して、汚染土壌処理施設等の設置場所の調査（以下「現地調査」という。）を依頼するものとする。

- 2 市長は、現地調査において、協議者に対して事前協議書の概要の説明を求めるものとし、協議者はこれに応じなければならない。
- 3 市長は、現地調査が終了した場合は、現地調査機関から関係法令が定める手続、基準及び規制並びに意見等（以下「現地調査機関の意見等」という。）を聴取し、速やかに協議者に提示するものとする。

#### （事前協議に係る公告及び縦覧）

第12条 市長は、現地調査を終了した場合、次に掲げる事項を公告するとともに、当該公告の日から第23条の事前協議終了通知を送付する日までの間（汚染土壌最終処分場にあつては、処理業省令第14条第1項の規定により許可証を交付する日までの間）、事前協議書を公衆の縦覧に供するものとする。

- (1) 第9条第1項各号に掲げる事項
- (2) 事前協議書が提出された年月日
- (3) 事前協議書の縦覧の日時及び場所
- (4) 第15条第1項の意見書の提出先及び提出期限
- (5) 前号の意見書を持参又は郵送により提出できること。

- 2 市長は、前項に規定する縦覧期間中に、変更申出書による重要事項の変更があつた場合は、その旨を公告するものとする。
- 3 市長は、この要綱の定めによって事前協議の打切りを通知した場合又は協議者が事前協議を取り下げた場合若しくは汚染土壌処理施設等の設置等の計画の全部を廃止した場合は、第1項の規定にかかわらず事前協議書の縦覧を終了するものとする。

#### （説明会の開催）

第13条 協議者は、前条第1項の規定による公告後、速やかに設置場所及び周辺地域の集会施設において、周辺地域住民等に事前協議書の内容を周知するための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 協議者は、説明会を開催する場合は、当該説明会の開催日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した説明会実施計画書（様式第3号）を市長に提出するとともに、当該説明会の開催及び前条第1項各号に掲げる事項を周辺地域住民等に周知しなければならない。

- (1) 説明会を開催する周辺地域の行政区の名称
- (2) 説明会の開催日時及び場所
- (3) 説明会において使用する資料及び配付する資料の概要
- (4) 説明会の開催を周知するための方法
- (5) 説明会に出席する協議者全員の職氏名
- (6) 説明会の担当者及び問合せ先

3 前項の説明会実施計画書には、市長が別に定める書類及び図面を添付しなければならない。

4 市長は、汚染土壌処理施設等の設置等が次のいずれかに該当する場合は、説明会の開催方法又は周知方法を協議者に対して指示することができる。

- (1) 汚染土壌最終処分場であって、新設又は能力の10パーセント以上の増大を伴う変更の場合
- (2) 第1項の場合において、協議者の責めに帰することのできない理由により説明会を開催することができない場合
- (3) 変更申出書による変更の場合  
(説明会の報告)

第14条 協議者は、前条第1項の説明会を開催した場合は、遅滞なく、説明会実施状況報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条第1項の説明会に出席した周辺地域住民等から、当該説明会の開催日から1箇月以内に説明会の追加開催の求めがあったときは、必要に応じ、説明会の追加開催を協議者に対して指示することができる。この場合においては、前条各項の規定を準用するものとする。

(周辺地域住民等の意見書の提出)

第15条 周辺地域住民等は、第12条第1項又は第2項の規定による公告があった場合又は第13条第1項の説明会が開催された場合は、汚染土壌処理施設等の設置等に関す



る生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「周辺地域住民等の意見書」という。）を市長に提出することができる。

2 周辺地域住民等の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見を述べる者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 対象事業の名称
- (3) 汚染土壌処理施設等の設置等に関して生活環境の保全上の利害関係を有する事項
- (4) 生活環境の保全上の見地からの意見

3 周辺地域住民等の意見書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める末日のうちいずれか遅い日までに提出することができる。

(1) 第12条第1項又は第2項の規定による公告があった場合、当該公告の日から3箇月間

(2) 第13条第1項の説明会が開催された場合、当該説明会の開催日から1箇月間

4 周辺地域住民等の意見書は、意見を述べる者と当該意見書を提出する者が一致しているものとする。

#### 第4章 地域調整及び技術指導等

（周辺地域住民等の意見書の提示）

第16条 市長は、周辺地域住民等の意見書が提出された場合は、前条第3項に規定する期間が経過した後、当該周辺地域住民等の意見書の内容を協議者に提示するものとする。ただし、市長が協議者に提示する必要がないと認めるものを除くものとする。

2 市長は、協議者に提示する周辺地域住民等の意見書の内容から、当該意見書を提出した者が特定されるおそれがあり、かつ、特定されることにより当該意見書を提出した者に不利益が生ずるおそれがあると認められる場合は、当該意見書を提出した者が特定されないように配慮しなければならない。

3 協議者は、第1項の規定により周辺地域住民等の意見書の提示された日から6箇月以内に、当該意見書に対する見解書（様式第5号。以下「意見書に対する見解書」という。）を、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の意見書に対する見解書の内容が周辺地域住民等の意見書との調整が図られていない場合又は同項に規定する期限までに意見書に対する見解書が提出されない場合は、協議者に対して事前協議の打切りを通知するものとする。

（技術指導等）

第17条 市長は、必要と認めるときは、次に掲げる指示及び指導（以下「技術指導等」という。）を、協議者に対して行うものとする。

- (1) 生活環境の保全又は汚染土壌の適正処理等に関する技術的見地からの指導
- (2) 施設計画の修正又は見直し等の指示
- (3) 当該計画に関し留意すべき事項の指導

2 市長は、事前協議書の内容が関係法令及び市の諸規程等に照らして不相当であり、技術指導等によりこれを変更し、又は補正することができないと認める場合は、協議者に対して事前協議の打ち切りを通知するものとする。

3 市長は、技術指導等又は前項の事前協議の打ち切りをする場合その他必要があると認めるときは、審査会に諮問することができる。

4 審査会の長は、前項の規定による諮問に対する答申を行うに当たり必要と認める場合は、専門的及び技術的な事項について、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(協議者による見解書の提出)

第18条 協議者は、技術指導等を受けた日から6箇月以内に、当該技術指導等に対する見解書(様式第6号。以下「技術指導等に対する見解書」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 協議者は、前項の技術指導等に対する見解書を作成する場合において、現地調査機関の意見等に対する調整を図るよう努めるものとする。

3 市長は、技術指導等に対する見解書の内容が技術指導等に適合していない場合又は第1項に規定する期限までに技術指導等に対する見解書が提出されない場合は、協議者に対して事前協議の打ち切りを通知するものとする。

4 市長は、審査会から答申を受けている場合は、技術指導等に対する見解書の写しを審査会の長に送付するものとする。あわせて、事前協議書の変更又は補正が行われた場合、その旨を審査会の長に通知するものとする。

(見解書に係る公告及び縦覧)

第19条 市長は、意見書に対する見解書及び技術指導等に対する見解書が提出された場合は、速やかに次に掲げる事項を公告するとともに、当該公告の日から第23条第1項の事前協議終了通知が送付される日までの間、当該見解書を公衆の縦覧に供するものとする。

- (1) 協議者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚染土壌処理施設等の設置場所
- (3) 汚染土壌処理施設等の種類
- (4) 汚染土壌処理施設等において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

- (5) 見解書が提出された年月日
- (6) 見解書の縦覧の日時及び場所
- (7) 次項の見解書に対する意見書の提出先及び提出期限
- (8) 前号の意見書を持参又は郵送により提出できること。

2 周辺地域住民等は、市長があらかじめ指定する期限までに、見解書に対する生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「見解書に対する意見書」という。）を市長に提出することができる。この場合において、見解書に対する意見書は、第15条第2項及び同条第4項を準用するものとする。

3 市長は、見解書に対する意見書が提出された場合は、協議者に対し当該意見書の内容を提示するものとする。ただし、市長が協議者に提示する必要がないと認めるものを除くものとする。

（調整指示）

第20条 市長は、見解書に対する意見書が提出され、周辺地域住民等との調整（以下「地域調整」という。）を要すると認めるときは、その地域調整を行うよう協議者に対して指示するものとする。

2 前項の規定により、周辺地域住民等との地域調整を要すると認める場合は、第13条から第16条までの規定に準じて手続を行うものとする。

3 協議者は、第1項の指示を受けた日から1年以内（当該期間によらないことについて相当の理由があると認められる場合、市長が認める期間内）に、地域調整結果報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する期間内に地域調整結果報告書が提出されない場合、協議者に対して事前協議の打ち切りを通知するものとする。

（合意書の提出）

第21条 市長は、地域調整結果報告書が提出された場合又は地域調整を要しないと認めた場合は、協議者に対して市長が別に定める者（国及び地方公共団体を除く。）からの合意書（様式第8号）の写しの提出を指示するものとする。

2 前項の規定による指示を受けた協議者は、合意書提出計画書（様式第9号）を市長に提出し、当該計画書の内容に即して、合意書の取得を行わなければならない。

3 第1項の規定による指示を受けた協議者は、当該指示を受けた日から2年以内（当該期間によらないことについて相当の理由があると認められる場合、市長が認める期間内）に、取得した合意書の写しを市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する期間内に合意書の写しが提出されない場合又は合意書の合意

内容が第12条第1項及び第2項の規定による公告と異なる場合は、協議者に対して事前協議の打ち切りを通知するものとする。

(生活環境保全協定の締結等)

第22条 市長は、合意書の写しが提出された場合、協議者に対して、周辺地域住民等と生活環境の保全に関する協定（以下「生活環境保全協定」という。）の締結を指示するものとする。

- 2 協議者は、生活環境保全協定を締結した場合にあっては、前項の指示を受けた日から6箇月以内（当該期間によらないことについて相当の理由があると認められる場合、市長が認める期間内）に、当該協定に係る協定書の写しを市長に提出しなければならない。
- 3 協議者は、前項の期間内に生活環境保全協定を締結できなかったときは、確約書（協議者が地域調整により合意した事項について、確約する書面をいう。以下同じ。）を周辺地域住民等に提出し、前項の期間満了後1箇月以内に、市長に対し当該確約書提出の報告を提出しなければならない。
- 4 汚染土壌最終処分場に係る協議者は、環境汚染事故が発生した場合の損害賠償費用及び汚染浄化費用の支払能力を証明する経理的基礎の提示又は支払うことをその主な内容とする環境汚染賠償責任保険等の証券（以下「賠償能力証明」という。）について、市長若しくは周辺地域住民等からの求めがあったときは、前項の期限までに提示しなければならない。
- 5 市長は、第3項に規定する期限までに確約書提出の報告が提出されない場合又は前項の求めによる賠償能力証明の提示ができない場合は、協議者に対して事前協議の打ち切りを通知するものとする。

(事前協議終了の通知)

第23条 市長は、第9条から前条までに規定する手続（第27条第2項の規定により手続の一部の省略を承認した場合にあっては、省略された手続以外の手続）を終了した場合は、協議者に対して事前協議の終了を通知するものとする。

- 2 市長は、第9条から前条までに規定する手続が行われているにもかかわらず、第9条第1項により事前協議書の提出された日から5年を経過した日までに、事前協議の手続が終了しないと認められる場合は、協議者に対して事前協議の打ち切りを通知するものとする。
- 3 協議者は、第1項の通知（以下「事前協議終了通知」という。）を受ける前に事前協議を取り下げる場合には、遅滞なく、汚染土壌処理施設等設置等事前協議取下書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による書面の提出があった場合は、その写しを現地調査機関に送付するものとする。

5 協議者は、事前協議終了通知に権利等を持たせることはできないものとし、事前協議終了通知を他人に譲り、若しくは貸し、又は担保に差し入れてはならない。

(事前協議終了後の変更)

第24条 協議者は、事前協議終了通知の送付を受けた後において、汚染土壌処理施設等の設置等の計画を変更しようとする場合は、あらかじめ、市長の指示を受けなければならない。この場合においては、第10条各項を準用するものとし、重要事項の変更をしようとするときは、変更申出書に事前協議終了通知を添えなければならない。

2 協議者は、事前協議終了通知の送付を受けた後において、汚染土壌処理施設等の設置等の計画の一部又は全部を廃止した場合は、遅滞なく、事前協議終了事項廃止届出書(様式第11号)に事前協議終了通知を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による書面の提出があった場合は、その写しを現地調査機関に送付するものとする。

4 協議者は、前条第2項の期間を経過した後において、重要事項の変更をしようとする場合は、第1項の規定にかかわらず新たに事前協議を行わなければならない。

## 第5章 許可申請書等

(許可申請書の提出等)

第25条 協議者は、汚染土壌処理施設等の設置等が法第22条第1項及び第23条第1項の汚染土壌処理業の許可を要するものである場合は、事前協議終了通知書の送付を受けた日から2年以内に、当該許可に係る申請書(以下「許可申請書等」という。)を提出しなければならない。この場合において、許可申請書等の内容は、事前協議書、見解書等の内容と整合性のとれたものでなければならない。

2 協議者は、前項の許可申請書等を提出する場合は、汚染土壌の拡散防止及び適正な処理が確保されたものであることを証するために、事前協議終了通知書の写しを添付しなければならない。

3 協議者は、正当な理由がなく第1項に規定する期間内に設置許可申請書等を提出しなかったときは、新たに事前協議を行わなければならない。

## 第6章 雑則

(手続の省略)

第26条 協議者は、他法令等で事前協議に相当する手続が既に完了している場合であって、市長が特に認めたときは、第3章から前章までに規定する手続の一部を省略するこ

と（以下「手続の省略」という。）ができる。

- 2 協議者は、手続の省略を受けようとする場合は、手続省略申出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、手続省略申出書の提出があった場合において、手続の省略に支障がないと認められるときは、当該手続の省略を承認することができる。

（着工届）

第27条 協議者は、事前協議終了通知を受け、汚染土壌処理施設等着工届出書（様式第13号）を市長に提出した後でなければ、汚染土壌処理施設等の工事に着手してはならない。

- 2 前項の届出書には、市長が別に定める書類及び図面を添付しなければならない。

（完成検査等）

第28条 協議者は、汚染土壌処理施設等の設置等の工事が完成した場合は、汚染土壌処理施設等工事完成検査申請書（様式第14号）を市長に提出するとともに、市長の完成検査に合格した後でなければ、汚染土壌処理施設等を使用してはならない。

- 2 前項の届出書には、市長が別に定める書類及び図面を添付しなければならない。
- 3 市長は、汚染土壌処理施設等が完成検査に合格したと認めた場合は、その旨を第1項の汚染土壌処理施設等工事完成検査申請書を提出した者（以下「検査申請者」という。）に通知するものとし、必要があると認める場合は、検査申請者に汚染土壌処理施設等の改修その他必要な措置を指示するものとする。

（廃止の届出）

第29条 検査申請者は、汚染土壌処理施設等を廃止した場合は、遅滞なく、汚染土壌処理施設等廃止届出書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（期間の計算）

第30条 この要綱における期間の計算は、翌日から起算するものとし、期間の満了日が太田市の休日を定める条例（平成17年太田市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日である場合は、その翌日とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に廃止前の太田市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱（以下「廃止前の要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相

当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この要綱の施行前に廃止前の要綱第3条第2項の事前協議書を提出した者については、この要綱の施行の日から起算して2年を経過する日までは、第23条第2項の規定は、適用しない。